

平成 12 年 7 月 31 日 制定（空機第 874 号）
平成 17 年 9 月 30 日 一部改正（国空機第 5029 号）
平成 23 年 6 月 30 日 一部改正（国空機第 282 号）
令和 2 年 12 月 24 日 一部改正（国空機第 937 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：型式証明を取得した国産航空機に係る軽微な図面変更承認について

1. 目的

我が国の型式証明を取得した国産航空機の図面については、型式証明時の図面目録（型式証明申請添付書類）により確定される。その後、型式証明を受けた者が設計の変更を行う場合には、型式設計変更申請に基づき内容を審査し、型式証明書の発行により当該設計変更を承認してきているところであるが、平成 17 年 10 月 1 日から設計検査認定事業場においても、同様な確認ができることになった。

しかしながら、当該認定の取得には、申請に係る準備及び審査にしばらく時間を要することから、当該認定事業場における確認が制度として定着するまでの間について、暫定的に実施する型式証明等に係る単純な誤記訂正及び各種指示の明確化又は追加等の軽微な図面変更の承認方法を明確にすることを目的とする。

2. 図面変更申請及び承認

2-1 型式証明保有者（代表者もしくは、委任された者）は、小変更の軽微な図面変更の必要が生じた場合には、別添図面変更承認願様式に航空局記入欄を除き必要事項を記入した上で、必要な資料、図面等を添付し、航空機技術審査センターに申請する。なお、申請者は、本申請を行う前に、本手続きによるか、又は小変更手続きによるかについて担当官と調整することとする。（緊急でないものについては、定時的（月毎等）に案件をまとめて申請してもよい。また、その申請は、当該図面により製造された製品に係る完成検査前までに承認を受けなければならない。）

2-2 内容が適切であると判断されるものについては、申請書の航空局記入欄の点検欄に航空機技術審査センター担当官が、承認欄に航空機技術審査センター所長が署名し、当該図面変更を承認する。申請書は原本を申請者に返還し、写しを航空機技術審査センターで保管する。

3. 承認番号

型式証明番号に図面変更及び一連のアラビア数字を付す。次にその一例を示

す。

日本航空機製造式 YS-11 型 型式証明 第 15-15 号の第 1 回目承認の場合
15-15-R1 号

4. 雑則

本サーキュラーの定めにかかわらず、航空機技術審査センター所長が必要と認められた場合は、その他の方法により型式証明を取得した国産航空機に係る軽微な図面変更承認を取り扱うことができる。

附則

1. 本サーキュラーは制定日から適用となる。

附則（平成 17 年 9 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年 12 月 24 日）

1. 本サーキュラーは、令和 2 年 12 月 23 日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター
〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場名古屋空港内
電話番号 0568-29-1985
FAX 0568-29-1990

図面変更承認願			申請番号			
1. 項目						
2. 航空機の型式			3. 所持型式証明書番号			
4. 設計者氏名又は名称						
5. 設計変更の概要						
6. 変更図面(本項目の記載様式は変更可)						
図面番号	改訂番号	名 称	適用航空機型式			
<p>標記変更内容については、上記概要説明及び図面変更の内容のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申請者名 _____</p>						
<p>【航空局記入欄】</p> <p style="text-align: right;">承認番号第 号</p> <p>上記図面変更は、航空法第10条第4項の基準に適合していることを認める。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター</p> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 承認 _____ 点検 _____ </p>						